

## 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。  
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和8年2月20日

名古屋国税局長

記

公売の日時	公売の開始及び締切の日時	令和8年3月9日	10時40分から 10時50分まで
公売の場所	名古屋国税局		
公売の方法	期日入札（公売公告別紙に記載する売却区分ごとに売却する。）		
公売保証金の納付期限	令和8年3月6日	17時00分	
開札の日時	令和8年3月9日	10時51分	
開札の場所	名古屋国税局		
売却決定の日時	令和8年3月16日	11時00分	
売却決定の場所	名古屋国税局		
買受代金の納付期限	令和8年3月16日	14時00分	
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。		
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。		
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。		
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受け ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、 その内容を名古屋国税局特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、当 局 特 別 整 理 第 一 部 門にあります。		
買受人の資格 その他の要件	国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者		
その他公売条件等			
公売財産の表示	公売公告別紙のとおり		
公売保証金	公売公告別紙は、名古屋国税局1階ロビーに備え付けてあります。		
見積価額			

## 銀行振込みによる公売保証金の提供についての注意事項

銀行振込みによって公売保証金の提供を行う場合は、以下の事項にご留意ください。

### 1 公売保証金の振込み

公売保証金の振込みは、公売の入札者でなければできません。

公売保証金の振込みと公売の入札者が異なる場合は、入札は無効となります。

### 2 公売保証金の提供期限

公売保証金は、公売保証金の提供期限までに下記口座に入金済みとなる必要があります。

なお、振込手数料は、入札者の負担となります。

また、公売保証金は振込後、その取消し又は変更はできませんのでご注意ください。

### 3 振込金受領書の提出

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に、金融機関から交付された「振込金受領書（原本）」等を貼り付けて提出してください。

### 4 最高価申込者とならなかった場合の公売保証金の返還方法

開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ、振込みにより返還します。

### 5 公売保証金の振込先

金融機関	三菱UFJ銀行 名古屋営業部
預金の種類	普通預金
口座番号	1499483
名義人	ナゴヤロクゼイキョク 名古屋国税局

※ 振込人氏名の前に売却区分番号を記載してください。

(例) ○○○-○ 国税 太郎

## その他事項

- 1 一括売却  
公売財産の表示が複数の物件を表示している場合は、その財産は一括売却する財産です。
- 2 公売の方法
  - (1) 公売は入札の方法で行います。入札しようとする人は、所定の入札書により、売却区分番号ごとに1枚を使用して入札してください。
  - (2) 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- 3 公売保証金の提供方法  
公売保証金は、指定された口座へ振込みをする方法により提供していただきます。
- 4 買受人等の制限
  - (1) 国税局長又は税務署長から公売会場への入場、入札等を制限されている者は、公売に参加することはできません。
  - (2) 滞納者は、換価の目的となった自己の財産を、直接・間接を問わず買い受けることはできません。
- 5 最高価申込者等の決定及び取消
  - (1) 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が公売財産の見積価額以上で、かつ、最高価で入札した者に対して行います。
  - (2) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上）による入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者に決定します。
- 6 売却決定の取消し  
次に該当する場合は、買受人に対して売却決定を取り消します。
  - (1) 買受代金を納付の期限までに納付しないとき
  - (2) 買受代金の納付前に公売財産に係る国税の完納の事実が証明されたとき
  - (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

- 7 公売保証金の国庫帰属等  
買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その人が納付した公売保証金はその公売に係る国税に充て、なお余りがあるときは、これを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は国庫に帰属します。
- 8 権利移転の時期  
公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。  
ただし、法令の規定により許可又は登録を有するものは、関係機関の認可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。
- 9 危険負担移転の時期  
公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付された時です。  
したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は、買受人が負担することとなります。
- 10 権利移転の手続
  - (1) 公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転手続に必要な書類の郵送料等）は買受人の負担となります。
  - (2) 国税局長に登記等の嘱託を請求することができる公売財産（不動産等）の場合は、買受人は買受代金を全額納付した後、必要書類等を提出し、権利移転の登記等の請求をしてください。
  - (3) 権利移転の登録を買受人が自ら行う必要のある公売財産を買い受けた場合は、速やかに権利移転の手続を行ってください。